

# 第14期定時株主総会招集ご通知 (交付書面省略事項)

## 事業報告

新株予約権等の状況  
業務の適正を確保するための  
体制及び当該体制の運用状況

## 計算書類

株主資本等変動計算書  
個別注記表

上記事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

PRONI株式会社

## 新株予約権等の状況

### (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第 4 回 新 株 予 約 権	第 5 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		2024年1月31日	2025年1月31日
新 株 予 約 権 の 数		10,033個	38,452個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 100,330株 (新株予約権1個につき 10株)	普通株式 384,520株 (新株予約権1個につき 10株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 10円 (1株当たり 1円)	新株予約権1個当たり 10円 (1株当たり 1円)
権 利 行 使 期 間		2026年2月1日から 2034年1月31日まで	2027年2月1日から 2035年1月31日まで
行 使 の 条 件		(注) 1	(注) 2
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 4,440個 目的となる株式数 44,400株 保有者数 2名	新株予約権の数 15,972個 目的となる株式数 159,720株 保有者数 2名
	社 外 取 締 役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名
	監 査 役	新株予約権の数 60個 目的となる株式数 600株 保有者数 1名	新株予約権の数 140個 目的となる株式数 1,400株 保有者数 1名

- (注) 1. (1) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は本新株予約権を保有する者（以下「本新株予約権者」という。）について会社が本新株予約権を取得することができる事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、会社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- (2) 本新株予約権者は、会社の株式が上場されるまでの期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。
- (3) 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
- (4) 本新株予約権者が1個又は複数の本新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該本新株予約権者に対して交付される株式数は整数でなければならない、1株未満の部分についてはこれ

を切り捨て、株式は割り当てられないものとする。なお、かかる端数の切り捨てについて金銭による調整は行わない。

- (5) 会社において支配権移転事由を伴う取引を行うことを決定した場合、本新株予約権者は、交付を受けた本新株予約権の全てにつき、行使することができる。なお、「支配権移転事由」とは、以下に掲げる事由のいずれかの事由をいう。
  - ①合併、株式交換、株式交付又は株式移転（但し、かかる行為の直前における会社の株主が、存続会社又は完全親会社の総株主の議決権の過半数を有することになる場合を除く。）
  - ②事業の全部又は実質的に全部の譲渡（但し、かかる行為の直前における会社の株主が、譲受会社の総株主の議決権の過半数を有することになる場合を除く。）
  - ③会社の事業の全部又は実質的に全部が承継される吸収分割又は新設分割（但し、かかる行為の直前における会社の株主が、承継会社又は新設会社の総株主の議決権の過半数を有することになる場合を除く。）
  - ④会社の株式等の譲渡又は移転（但し、かかる取引の直前における会社の株主が、当該取引の直後において引き続き総株主議の決権の過半数を保有することになる場合を除く。）
2. (1) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は本新株予約権を保有する者（以下「本新株予約権者」という。）について会社が本新株予約権を取得することができる事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、会社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- (2) 本新株予約権者は、会社の株式が上場されるまでの期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。
- (3) 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
- (4) 本新株予約権者が1個又は複数の本新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該本新株予約権者に対して交付される株式数は整数でなければならないが、1株未満の部分についてはこれを切り捨て、株式は割り当てられないものとする。なお、かかる端数の切り捨てについて金銭による調整は行わない。
- (5) 会社において支配権移転事由を伴う取引を行うことを決定した場合、本新株予約権者は、交付を受けた本新株予約権の全てにつき、行使することができる。なお、「支配権移転事由」とは、以下に掲げる事由のいずれかの事由をいう。
  - ①合併、株式交換、株式交付又は株式移転（但し、かかる行為の直前における会社の株主が、存続会社又は完全親会社の総株主の議決権の過半数を有することになる場合を除く。）
  - ②事業の全部又は実質的に全部の譲渡（但し、かかる行為の直前における会社の株主が、譲受会社の総株主の議決権の過半数を有することになる場合を除く。）
  - ③会社の事業の全部又は実質的に全部が承継される吸収分割又は新設分割（但し、かかる行為の直前における会社の株主が、承継会社又は新設会社の総株主の議決権の過半数を有することに

なる場合を除く。)

④会社の株式等の譲渡又は移転（但し、かかる取引の直前における会社の株主が、当該取引の直後において引き続き総株主の議決権の過半数を保有することになる場合を除く。）

3. 2025年9月17日付で行った1株を10株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

## (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

		第 5 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		2025年1月31日
新 株 予 約 権 の 数		38,452個
新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 新 株 式 の 種 類 と 数		普通株式 384,520株 (新株予約権1個につき 10株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 し て 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額		新株予約権1個当たり 10円 (1株当たり 1円)
権 利 行 使 期 間		2027年2月1日から 2035年1月31日まで
行 使 の 条 件		(注) 1
使 用 人 等 へ の 交 付 状 況	当 社 使 用 人	新株予約権の数 17,476個 目的となる株式数 174,760株 交付者数 99名

- (注) 1. (1) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は本新株予約権を保有する者（以下「本新株予約権者」という。）について会社が本新株予約権を取得することができる事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、会社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- (2) 本新株予約権者は、会社の株式が上場されるまでの期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。
- (3) 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
- (4) 本新株予約権者が1個又は複数の本新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該本新株予約権者に対して交付される株式数は整数でなければならない、1株未満の部分についてはこれを切り捨て、株式は割り当てられないものとする。なお、かかる端数の切り捨てについて金銭による調整は行わない。

(5) 会社において支配権移転事由を伴う取引を行うことを決定した場合、本新株予約権者は、交付を受けた本新株予約権の全てにつき、行使することができる。なお、「支配権移転事由」とは、以下に掲げる事由のいずれかの事由をいう。

- ①合併、株式交換、株式交付又は株式移転（但し、かかる行為の直前における会社の株主が、存続会社又は完全親会社の総株主の議決権の過半数を有することになる場合を除く。）
- ②事業の全部又は実質的に全部の譲渡（但し、かかる行為の直前における会社の株主が、譲受会社の総株主の議決権の過半数を有することになる場合を除く。）
- ③会社の事業の全部又は実質的に全部が承継される吸収分割又は新設分割（但し、かかる行為の直前における会社の株主が、承継会社又は新設会社の総株主の議決権の過半数を有することになる場合を除く。）
- ④会社の株式等の譲渡又は移転（但し、かかる取引の直前における会社の株主が、当該取引の直後において引き続き総株主の議決権の過半数を保有することになる場合を除く。）

2. 2025年9月17日付で行った1株を10株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

### (3) その他新株予約権等の情報

	第2回新株予約権（取得条項の定めによる新株予約権の取得と引換えに交付された新株予約権）
発行決議日	2025年9月16日
新株予約権の数	3,296個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 32,960株 (新株予約権1個につき 10株)
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 9,030円 (1株当たり 903円)
権利行使期間	2025年9月16日から 2026年12月20日まで
行使の条件	—
割当先	株式会社日本政策金融公庫

(注) 1. 株式会社日本政策金融公庫（以下、「公庫」という。）は、当社代表取締役である栗山規夫氏との間で、公庫が所有する当社新株予約権3,296個（新株予約権の目的となる株式の数32,960株）の譲渡に関する売買予約契約を2025年11月10日付で締結し、当該契約に基づき2026年2月10日付で譲

渡がなされました。

2. 2025年9月17日付で行った1株を10株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

第 3 回 新 株 予 約 権	
発 行 決 議 日	2022年7月25日
新 株 予 約 権 の 数	3,601個
新 株 予 約 権 の 目 的 と なる 株 式 の 種 類 と 数	普通株式 36,010株 (新株予約権1個につき 10株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 して 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額	新株予約権1個当たり 16,600円 (1株当たり 1,660円)
権 利 行 使 期 間	2022年7月27日から 2027年7月27日まで
行 使 の 条 件	1個の新株予約権の一部行使はできないものとする
割 当 先	株式会社SBI新生銀行

(注) 2025年9月17日付で行った1株を10株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

第 4 回 新 株 予 約 権	
発 行 決 議 日	2024年1月31日
新 株 予 約 権 の 数	10,033個
新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 新 株 式 の 種 類 と 数	普通株式 100,330株 (新株予約権1個につき 10株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 し て 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額	新株予約権1個当たり 10円 (1株当たり 1円)
権 利 行 使 期 間	2026年2月1日から 2034年1月31日まで
行 使 の 条 件	(注) 1
割 当 先	割当先 当社取引先法人 当社取引先個人 新株予約権の数 495個 目的となる株式数 4,950株 割当先数 2名

(注) 1. (1) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は本新株予約権を保有する者（以下「本新株予約権者」という。）について会社が本新株予約権を取得することができる事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、会社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

(2) 本新株予約権者は、会社の株式が上場されるまでの期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。

(3) 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

(4) 本新株予約権者が1個又は複数の本新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該本新株予約権者に対して交付される株式数は整数でなければならない、1株未満の部分についてはこれを切り捨て、株式は割り当てられないものとする。なお、かかる端数の切り捨てについて金銭による調整は行わない。

(5) 会社において支配権移転事由を伴う取引を行うことを決定した場合、本新株予約権者は、交付を受けた本新株予約権の全てにつき、行使することができる。なお、「支配権移転事由」とは、以下に掲げる事由のいずれかの事由をいう。

①合併、株式交換、株式交付又は株式移転（但し、かかる行為の直前における会社の株主が、

存続会社又は完全親会社の総株主の議決権の過半数を有することになる場合を除く。)

②事業の全部又は実質的に全部の譲渡（但し、かかる行為の直前における会社の株主が、譲受会社の総株主の議決権の過半数を有することになる場合を除く。）

③会社の事業の全部又は実質的に全部が承継される吸収分割又は新設分割（但し、かかる行為の直前における会社の株主が、承継会社又は新設会社の総株主の議決権の過半数を有することになる場合を除く。）

④会社の株式等の譲渡又は移転（但し、かかる取引の直前における会社の株主が、当該取引の直後において引き続き総株主議の決権の過半数を保有することになる場合を除く。）

2. 2025年9月17日付で行った1株を10株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

3. 割当先については、当社役員および当社従業員以外の割当先について記載しております。

第 6 回 新 株 予 約 権	
発 行 決 議 日	2025年1月31日
新 株 予 約 権 の 数	1,155個
新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 株 式 の 種 類 と 数	普通株式 11,550株 (新株予約権1個につき 10株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 し て 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額	新株予約権1個当たり 10円 (1株当たり 1円)
権 利 行 使 期 間	2027年2月1日から 2035年1月31日まで
行 使 の 条 件	(注) 1
割 当 先	割当先 当社取引先法人 当社取引先個人 新株予約権の数 1,155個 目的となる株式数 11,550株 割当先数 2名

(注) 1. (1) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は本新株予約権を保有する者（以下「本新株予約権者」という。）について会社が本新株予約権を取得することができる事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、会社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

(2) 本新株予約権者は、会社の株式が上場されるまでの期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。

- (3) 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
  - (4) 本新株予約権者が1個又は複数の本新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該本新株予約権者に対して交付される株式数は整数でなければならないが、1株未満の部分についてはこれを切り捨て、株式は割り当てられないものとする。なお、かかる端数の切り捨てについて金銭による調整は行わない。
  - (5) 会社において支配権移転事由を伴う取引を行うことを決定した場合、本新株予約権者は、交付を受けた本新株予約権の全てにつき、行使することができる。なお、「支配権移転事由」とは、以下に掲げる事由のいずれかの事由をいう。
    - ①合併、株式交換、株式交付又は株式移転（但し、かかる行為の直前における会社の株主が、存続会社又は完全親会社の総株主の議決権の過半数を有することになる場合を除く。）
    - ②事業の全部又は実質的に全部の譲渡（但し、かかる行為の直前における会社の株主が、譲受会社の総株主の議決権の過半数を有することになる場合を除く。）
    - ③会社の事業の全部又は実質的に全部が承継される吸収分割又は新設分割（但し、かかる行為の直前における会社の株主が、承継会社又は新設会社の総株主の議決権の過半数を有することになる場合を除く。）
    - ④会社の株式等の譲渡又は移転（但し、かかる取引の直前における会社の株主が、当該取引の直後において引き続き総株主の議決権の過半数を保有することになる場合を除く。）
2. 2025年9月17日付で行った1株を10株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

## 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

#### ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役は、誠実かつ公正に職務を遂行し、透明性の高い経営体制の構築を図ります。取締役会は、毎月の定例開催及び必要に応じた臨時開催により、経営事項の審議及び決議を迅速に行うとともに、各取締役の職務の執行を監督します。また、基本行動理念を定め、取締役及び使用人の企業倫理に対する意識を高めるとともに、「リスク・コンプライアンス規程」に基づく指導、内部通報制度の構築、反社会的勢力の排除、及び定期的な研修を実施します。加えて、金融商品取引法等に準拠し、財務報告に係る内部統制の体制構築を推進します。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

情報資産を保護し正確かつ安全に取扱うために定めた「情報セキュリティ管理規程」及び「文書管理規程」を遵守し、情報管理体制の維持、向上に努めます。株主総会議事録、取締役会議事録、監査役会議事録、計算書類、稟議書、契約書、その他重要書類を、関連資料とともに所定の年数保管し管理します。

#### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

経営企画部をリスク管理の主管部門として、「リスク・コンプライアンス規程」に基づき、全てのリスクを総括的に管理します。また、代表取締役CEOを委員長とする「リスク・コンプライアンス委員会」を設置し、リスクの評価及び対応策を審議します。大規模災害等の緊急事態発生時には、代表取締役CEOを統括責任者とする緊急事態対応体制を構築します。

#### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

「職務権限規程」及び「業務分掌規程」に基づいて取締役の合理的な職務分掌を定め、職務執行の効率化を図るとともに、「職務権限表」に基づき、チェック機能を備えた上での迅速かつ効率的な意思決定を実現します。また、決裁及びデータ管理の電子化を進め、業務効率向上に努めるとともに、組織及び部門目標の明確な付与と評価制度を通して、経営効率の向上に努めます。

- ⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項  
監査役から、監査役の職務を補助すべき使用人の設置を求められた場合には、監査役と協議の上、管理部門に在籍する使用人の中からスタッフを任命し、当該補助に当たさせます。
- ⑥ 上記⑤の使用人の取締役からの独立性に関する事項  
当該使用人が監査役の職務を補助するにあたり監査役から命令を受けた事項については、当該使用人は取締役の指揮・命令を受けないものとします。
- ⑦ 上記⑤の使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項  
当該使用人の人事異動及び考課、並びに補助使用人に対する懲戒処分については、監査役の同意を得るものとします。
- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制  
取締役その他役職者は、定期的に自己の職務執行の状況を監査役に報告します。また、取締役は、法令が定める事項の他、財務及び事業に重大な影響を及ぼすおそれのある決定等の内容、業績及び業績見通しの内容、内部監査の内容及び結果、内部通報制度に基づく情報提供の状況、行政処分の内容等をその都度直ちに監査役に報告します。使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実、重大な法令または定款違反の事実を監査役に直接報告することができます。
- ⑨ 上記⑧の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
監査役へ当該報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを内部通報規程にて禁止しており、当該規程の内容について周知徹底しております。
- ⑩ 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- イ. 監査役は、その職務の執行について生ずる費用について、会社から前払又は償還を受けることができます。
  - ロ. 監査役会は、監査役監査基準内に定める方針に基づき、職務の執行に伴い生ずる費用について、あらかじめ予算を計上しておくことが望ましいが、緊急又は臨時に支出した費用についても、会社に償還を請求する権利を有します。

- ハ. 監査役は、必要に応じて外部の専門家の助言を受けた場合、当該費用を会社に請求する権利を有します。
- ニ. 監査役は、その役割・債務に対する理解を深めるため必要な知識の習得や適切な更新等の研鑽に適合した研修等を受ける場合、当該費用を会社に請求する権利を有します。
- ホ. 監査費用の支出にあたっては、監査役は、その効率性及び適正性に留意するものとしません。

⑪ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役、会計監査人、内部監査担当等は、監査役会又は監査役の求めに応じ、それぞれ定期的及び随時に監査役と意見交換を実施することにより連携を図るものとします。また、監査役会又は監査役が監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部専門家に助言を求める機会を保障します。

**(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① コンプライアンス及びリスク管理につきましては、代表取締役CEOを委員長とする「リスク・コンプライアンス委員会」を原則として3か月に1回開催し、当社グループのリスク評価、対応策の検討及びコンプライアンスの推進状況の確認を行っております。また、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の認証を取得し、定期的な教育やシステム整備を通じて情報管理体制の強化に努めております。
- ② 取締役の職務執行につきましては、当事業年度において定例取締役会を12回、臨時取締役会を8回開催し、法令・定款で定められた重要事項の決議及び各取締役の業務執行状況の監督を行いました。また、経営会議を原則として週1回、必要に応じて開催し、業務執行に係る重要事項の審議及び迅速な意思決定を行っております。
- ③ 監査役の職務執行につきましては、当事業年度において定例監査役会を12回開催、臨時監査役会を1回開催し、監査方針や監査計画の策定、監査報告の作成等を行いました。各監査役は、取締役会等の重要会議への出席、重要書類の閲覧、役職員へのヒアリング等を通じて、取締役の職務執行の適法性・妥当性を監査いたしました。また、内部監査担当部門及び会計監査人と定期的に会合を持ち、三様監査の連携強化に努めました。

## 株主資本等変動計算書

(2025年1月1日から  
2025年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						株主資本 合 計	新株予約権	純資産合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	そ の 他 利益剰余金	利益剰余金 合 計			
当期首残高	100,000	—	833,636	833,636	△281,125	△281,125	652,510	10,696	663,207
当期変動額									
新株の発行	201,250	201,250	—	201,250	—	—	402,500	—	402,500
減 資	△201,250	△201,250	402,500	201,250	—	—	—	—	—
欠 損 填 補	—	—	△265,991	△265,991	265,991	265,991	—	—	—
当期純利益	—	—	—	—	533,582	533,582	533,582	—	533,582
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)	—	—	—	—	—	—	—	32,526	32,526
当期変動額合計	—	—	136,508	136,508	799,574	799,574	936,082	32,526	968,609
当期末残高	100,000	—	970,145	970,145	518,448	518,448	1,588,593	43,222	1,631,816

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 3～15年

構築物 10年

工具、器具及び部品 4～10年

##### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

#### (2) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

売上債権、金銭債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績繰入率により計上するほか、個々の債権の回収可能性を勘案して計上しております。

##### ② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち、当事業年度の負担すべき額を計上しております。

#### (3) 収益及び費用の計上基準

当社はBtoB受発注プラットフォームを運営し、顧客である受注企業への発注企業の案件紹介や、顧客の商品及びサービス役務の広告宣伝を目的とした記事又は図版を掲載するサービスの提供を行っております。当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な売上取引における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下の通りです。

なお、いずれの売上取引においても、取引の対価は履行義務を充足してから概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

##### ①初期費用売上

当社は顧客への月額課金売上のサービスの提供を開始する際に、当社が運営するプラットフォームを顧客が利用するためのシステム登録やサービス利用に関する説明を行っております。これらに関して当社が提供するサービスは、月額課金売上で提供するサービスと一体で行われるものであり、単独で顧客が便益を享受するものではないことから、月額課金売上の一体の履行義務として識別しております。そのため、関連する他の売上取引のサービス提供に応じて履行義務の充足を認識しており、一定期間に応じて収益を認識しております。

取引の対価は、契約条件に従い、顧客との契約の締結が完了した月の月末から概ね1か月で受領しております。

#### ②月額課金売上

月額課金売上では、顧客への発注企業の案件紹介や記事等の掲載のサービスを提供することを履行義務として識別しており、契約に基づいたサービスの提供期間を通じて履行義務が充足されるため、一定期間に応じて収益を認識しております。

取引の対価は、契約で定められた固定の利用料金を月次で請求しております。

#### ③従量課金売上

従量課金売上では、顧客に発注企業の案件紹介することを履行義務として識別しており、当社から顧客への発注企業の案件紹介の件数に応じ、一時点で収益を認識しております。

取引の対価は、顧客への発注企業の案件紹介の件数に応じ、月次で顧客に請求し、短期のうちに受領しております。

#### ④成約手数料売上

成約手数料売上は、顧客へ発注企業の案件紹介を行った後、顧客と発注企業との間で案件が最終的に成立した際に、顧客から成約手数料を受領します。発注企業から顧客への成立した案件に係る支払金額が確定し、顧客からその旨の報告を受けた一時点で収益を認識しております。

取引の対価は、案件成立の報告を受けた後、短期のうちに受領しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日)等を当事業年度の期首から適用しております。

なお、当該会計方針の変更による計算書類に与える影響はありません。

## 3. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

### ① 当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度
繰延税金資産	287,466千円

### ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

#### 1.算出方法

繰延税金資産の回収可能性は、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、将来の課税所

得の見積りや一時差異等のスケジューリングの結果、回収可能性があると判断した将来減算一時差異等について繰延税金資産を計上しております。

## 2. 主要な仮定

将来の課税所得の見積りは事業計画を基礎としており、当該事業計画における主要な仮定は売上高の計画の基礎となるマッチング成立数であり、過年度の実績と市場環境等を勘案して見積っております。

## 3. 翌事業年度の計算書類に与える影響

当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

## 4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

該当事項はありません。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 32,815千円

## 5. 損益計算書に関する注記

該当事項はありません。

## 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 4,382,560株

(2) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 68,970株

## 7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社は、主に事業運転に必要な投資計画に照らして、必要な資金を第三者割当による株式の発行や金融機関からの借入により調達しております。また、一時的な余資は短期的な預金等に限定しております。

②金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

未払金は、ほとんど1か月以内の支払期日であります。借入金は、主にマーケティングや人件費等の運転資金としての調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で6年後であります。

③金融商品に係るリスク管理体制

#### 1.信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

当期の決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表されております。

#### 2.資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき管理部門が適時に資金繰り計画を作成・更新することで、適切な現預金残高水準を維持することにより、流動性リスクを管理しております。

#### ④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

#### (2) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額	時価	差額
破産更生債権等	1,562千円		
貸倒引当金(※3)	△1,562		
	—	—千円	—千円
資産計	—	—	—
長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）	1,052,890	1,016,801	△36,089
負債計	1,052,890	1,016,801	△36,089

(※1) 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金が短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 「売掛金」「未払金」「未払法人税等」「未払消費税等」「預り金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※3) 破産更生債権等に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	2,457,719千円	－千円	－千円	－千円
売掛金	345,977	－	－	－
合計	2,803,696	－	－	－

2. 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	265,818千円	83,758千円	340,008千円	40,008千円	23,298千円	300,000千円
合計	265,818	83,758	340,008	40,008	23,298	300,000

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

②時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
破産更生債権等	－千円	－千円	－千円	－千円
資産計	－	－	－	－
長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）	－	1,016,801	－	1,016,801
負債計	－	1,016,801	－	1,016,801

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

破産更生債権等

破産更生債権等については、回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定し、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額により算定しており、観察できないインプットである貸倒見積高等による影響があるため、レベル3の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

また、長期借入金のうち変動金利によるものは、短期間で市場を反映することから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

これらの取引については、レベル2の時価に分類しております。

8. 賃貸等不動産に関する注記

該当事項はありません。

## 9. 税効果会計に関する注記

### (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

#### 繰延税金資産

税務上の繰越欠損金	640,113千円
繰越税額控除限度超過額	14,717千円
未払費用	12,116千円
貸倒引当金	7,052千円
賞与引当金	37,100千円
資産除去債務	13,711千円
その他	5,246千円
繰延税金資産小計	<u>730,058千円</u>
税務上の繰越欠損金等に係る評価性引当額	<u>426,886千円</u>
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	<u>15,608千円</u>
繰延税金資産合計	287,563千円
繰延税金負債	
未収還付法人税等	<u>△97千円</u>
繰延税金負債合計	<u>△97千円</u>
繰延税金資産の純額	287,466千円

### (2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、2027年1月1日以降解消されるものに限り）に使用した法定実効税率は、前事業年度の34.59%から35.43%に変更されております。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

## 10. リースにより使用する固定資産に関する注記

該当事項はありません。

## 11. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

## 12. 収益認識に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	収益金額
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	1,003,231
一時点で移転される財又はサービス	2,230,366
顧客との契約から生じる収益	3,233,597
外部顧客への売上高	3,233,597

(注) 1. 一定の期間にわたり移転される財又はサービスには、主に初期費用売上、月額課金売上が含まれております。

2. 一時点で移転される財又はサービスには、主に従量課金売上、成約手数料売上が含まれております。

### (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1.重要な会計方針に係る事項に関する注記 (3)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

### (3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

#### ①契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	255,973
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	345,977
契約負債 (期首残高)	32,556
契約負債 (期末残高)	25,481

(注) 1. 貸借対照表において、顧客との契約から生じた債権は「売掛金」に、契約負債は「前受金」に含まれております。

2. 契約負債は顧客からマッチング事業における役務提供前に受領した前受金であります。契約負債は収益の認識に伴い取り崩しております。当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は32,556千円であります。

#### ②残存履行義務に配分した取引価格

当社は、残存履行義務に配分した取引価格について、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な

契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な変動対価の額等はありません。

### 13. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たりの純資産額	362円48銭
(2) 1株当たりの当期純利益	128円92銭

(注)2025年9月17日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。当事業年度の期首に株式分割が行われたと仮定して、1株当たりの純資産額及び1株当たりの当期純利益を算定しております。

### 14. 重要な後発事象に関する注記

(資本金の額の減少)

当社は、2026年2月13日開催の取締役会において、資本金の額の減少について2026年3月30日開催の第14期定時株主総会に付議することを決議いたしました。

#### 1. 減資の目的

当社の現在の事業規模を踏まえ、今後の財務内容の健全性の維持と資本政策の柔軟性及び機動性を確保するため、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額の減少を行うものであります。

#### 2. 減資の要領

##### (1)減少する資本金の額

資本金のうち、90,000千円を減少いたします。

##### (2)減資の方法

払戻を行わない無償減資とし、発行済株式総数の変更は行わず、減少する資本金の額90,000千円の全額をその他資本剰余金へ振り替えることといたします。

#### 3. 減資の日程

(1)取締役会決議日	2026年2月13日
(2)定時株主総会決議日	2026年3月30日(予定)
(3)債権者異議申述公告日	2026年4月8日(予定)
(4)債権者異議申述最終期日	2026年5月8日(予定)
(5)減資の効力発生日	2026年5月15日(予定)

### 15. その他の注記

該当事項はありません。